

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
4. 署 名 委 員
 3番 檜本 修 委員 4番 草加 己良 委員
5. 議 事

○石原会長

議事につきましては議案第45号から47号につきまして、報告案件がございます。

それでは2ページをお開きください。議案第45号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受付番号4-29、藤森委員説明願います。

○藤森委員

27番藤森が、番号4-29、説明させていただきます。

土地の所在地	蕃山 門前 681-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	744㎡
譲受人	蕃山▲▲▲番地▲	●● ●●●	▲▲歳	
譲渡人	大阪府松原市松ヶ丘▲丁目▲番▲▲号	●● ●●	▲▲歳	
譲受理由	増反による			
譲渡理由	耕作不便			
耕作面積	1,574㎡			
家族数	2			

土地の所在地ですが、地図の1ページ、県道八木山線と、地図上の上の方に載っているのが新幹線でございます、その下、大谷川の川土手のすぐ下ということでございます。以上で説明簡単ですが終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から調査書の説明をお願いいたします。

○事務局光友

議案第45号 受付番号4-29 3条所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは4-29につきまして、ご意見ご質問頂戴いたします。

特にございませんか。じゃあなさそうです、ご判断を農業委員さんお願いします。4-29
について、許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

4-30に参りましょう。高取委員説明願います。

○高取委員

それでは4-30について、高取が説明させていただきます。

土地の所在地 吉永町高田 中村 894 登記地目現況地目共に畑 登記面積 291㎡

譲受人 吉永町高田▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 吉永町高田▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 4,288㎡

家族数 6

位置につきましては、地図の2ページ。ちょうど赤枠の右側の方に、県道と八塔寺川が流れております。そこに石舟橋というのが架かっておりまして、これが和意谷へ抜ける林道となっております。橋を渡ってすぐのところは水稻作付しておりまして、他につきましてはシキミ、それから畑、それから耕作放棄地とはいうものの草刈り等の管理を行っております。この一角につきましては、居住しとんのは1戸でございます。譲受人のちょうどシキミを作っております。南側の空き地について、そこを取得するということです。以上です。審議をお願いします。

○石原会長

はい、それでは事務局、調査書説明願います。

○事務局光友

議案第45号 受付番号4-30 3条所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは4-30につきまして、ご質問ご意見頂戴いたします。

高取委員、ではこれお母様は引き続きここをシキミを栽培なさるということですかね。

○高取委員

多分もうそれしかないと思われます。草刈りはしとりますけど、何年も作ったような跡もなく、地肌も固まっており、畑にはもう利用できんと思います。

○石原会長

他に何かありませんか皆さん。じゃあなさそうですので農業委員さんご判断願います。4-30につきまして、許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続いて3ページに参ります。議案第46号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、受付番号4-30、山本委員説明願います。

○山本委員

26番山本が、議案第46号、番号4-30について説明いたします。

土地の所在地	伊部 久保田 2274-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	738㎡
譲受人	伊部▲▲▲▲番地▲	●●●●●●(株)	代表取締役	●●● ●●●
譲渡人	岡山市東区東平島▲▲▲▲番地▲▲	●● ●●	▲▲歳	
転用目的	倉庫及び露天駐車場			
施設の概要	倉庫	50.00㎡		
	駐車場	688.00㎡		
農地区分	3種			

場所は地図の3ページを見てください。右側に市立備前病院があります。その駐車場から西へ2、300m行ったところにあります。以上です。よろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から補足説明願います。

○事務局光友

議案第46号 受付番号4-30 5条の所有権移転でございます。

まず農地区分につきましては都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど山本委員からご説明

のあったとおり、申請人の倉庫及び露天駐車場ということですので、目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は倉庫及び露天駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、令和5年8月末完成予定となっております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは4-30につきまして、ご質問ご意見頂戴いたします。

○櫻本委員

これは進入路はこの●●●●●、廃業、いうところでいいんでしょうか。

○山本委員

この●●●●●は潰れとるんですけど、ここも買われて、そこから出入りするということです。

○石原会長

櫻本委員いいですか。ではその他ございませんか。じゃあなさそうですね。なさそうですので4-28につきましてご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

4ページに参ります。議案第47号 農用地利用集積計画を定めることにつきまして、市長から諮問を受けております。詳細は5ページ、6ページ、たくさんあります。何かお気づきのこと等がございましたら仰っていただければと思います。

●●●●さんは、機械やこ置いとるのは吉永の方へ置いてあるん。

○幡上委員

吉永だけでしょうか。伊部は全くしていません。

○石原会長

ほんならなさそうですので、じゃあ承認案件です。ご承認いただけますでしょうか。

はい、の声

○石原会長

じゃあ承認されました。ありがとうございます。

続きまして13ページ、報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出が13, 14と出ております。相続の関係ですね。ひとつ伊部の、竈の下か。これあっせん希望有りと出てますけど、これ山本さんの担当のところ。

○山本委員

あっせん希望なっとなるんですけど、もう山際で木も生え雑草も生え、いう感じで、何に使えるのかなあいうところです。

○石原会長

あっせんしようにも難しい案件である。

○山本委員

団地の奥の方なんで、進入路もちょっと。軽四が入るかなあいうような感じなんで。

○石原会長

なるほど。ここって3条の農地なん。用途指定のかける農地、そうじゃなくてそれ以外の。この伊部の竈の下いう。

○事務局光友

一応農地として登録されてあるところです。

○石原会長

あれ、ごめん、3種の農地。

○事務局光友

伊部なんでどちらかなんですけど、どっちやったかな、2種か3種か、どっちか判断つかないようなところでしたね。

○石原会長

まあ3種やったら転用もできるんですけどね。山本さん。しやすい。

○山本委員

多分買い手はおらんでしょうね。

○石原会長

そうするとこういう案件は、まあ過去にもありましたけれども、非農地のことも考えんといけんですかね。

○事務局光友

私も一応現地を見ましたが、多分非農地でやれば、そっちの方で認定できるようなとこだったと思います。

○石原会長

まあ価値は下がってくるでしょうけれども。その方向を少し考えていかにやいけませんね。ということでこういう案件が出てございまして、今日の審議はこれだけでございました。ご協力ありがとうございます。

6. 閉 会

7. その他

三年三作の協議について

備前市農業委員会の指針を定めることについて

来年度からの目標について

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 3番 樫本 修 委員

備前市農業委員会委員 4番 草加 己良 委員